

# 【教職課程】留学パターン別 「教職課程設置科目」の履修方法

教員免許状の取得要件を満たすためには、法令で定められた科目区分ごとに所定の単位を修得する必要があります。ここでは、そのうち学校・社会教育講座教職課程が設置する「教育の基礎的理解に関する科目等」の履修方法について説明を行います。「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「教員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の履修については、講座及び在籍学部の履修要項にしたがって計画的に進めてください。

教務事務センター  
学校・社会教育講座事務室

2026.03.19

# 1. 対象となる留学

- (1) 大学間協定に基づく「派遣留学制度」による留学
- (2) 大学間協定に基づく「学費非免除留学プログラム」による留学
- (3) 学部間協定等に基づく海外研修・留学プログラムによる留学
- (4) 認定校留学制度による留学
- (5) 異文化コミュニケーション学部設置科目「海外留学研修C1・C2」「Study Abroad in Asia A・B」による留学

## 2. 履修に関する基本ルール (1/2)

- (1) 5月末日（秋学期は10月末日）までに「帰国届」を提出して履修登録を行う場合、帰国年度の春学期科目及び通年科目（秋学期は秋学期科目のみ）を履修することができる。この場合、帰国年度の当該学期の学籍は「在学」である必要がある。
- (2) 秋学期に出国して翌年度の5月末日までに「帰国届」を提出して履修登録を行う場合は、「通年科目の接続」はできない。出国年度の春学期に履修していた通年科目については、帰国年度の春学期に改めて履修登録を行わなければならないが、出国年度の春学期までに行った履修のための手続きやガイダンス等への出席、授業の内容を、帰国年度の履修に引き継ぐことを認める。
- (3) 休学留学を選択して出国年度の秋学期のみを休学した場合、帰国年度の4月1日付で自動的に復学となる。この場合、帰国年度の春学期を個人都合で休学すると履修登録の権利を放棄することになるため、通年科目について、出国年度の春学期までに行った手続き等を帰国年度の履修に引き継ぐことが認められなくなる。

## 2. 履修に関する基本ルール (2/2)

(4) 秋学期に出国して翌年度の6月以降に「帰国届」の提出を行う場合、通年科目の出国年度の春学期の履修と帰国年度の秋学期の履修とを接続し、通年で履修したものとすることができる。

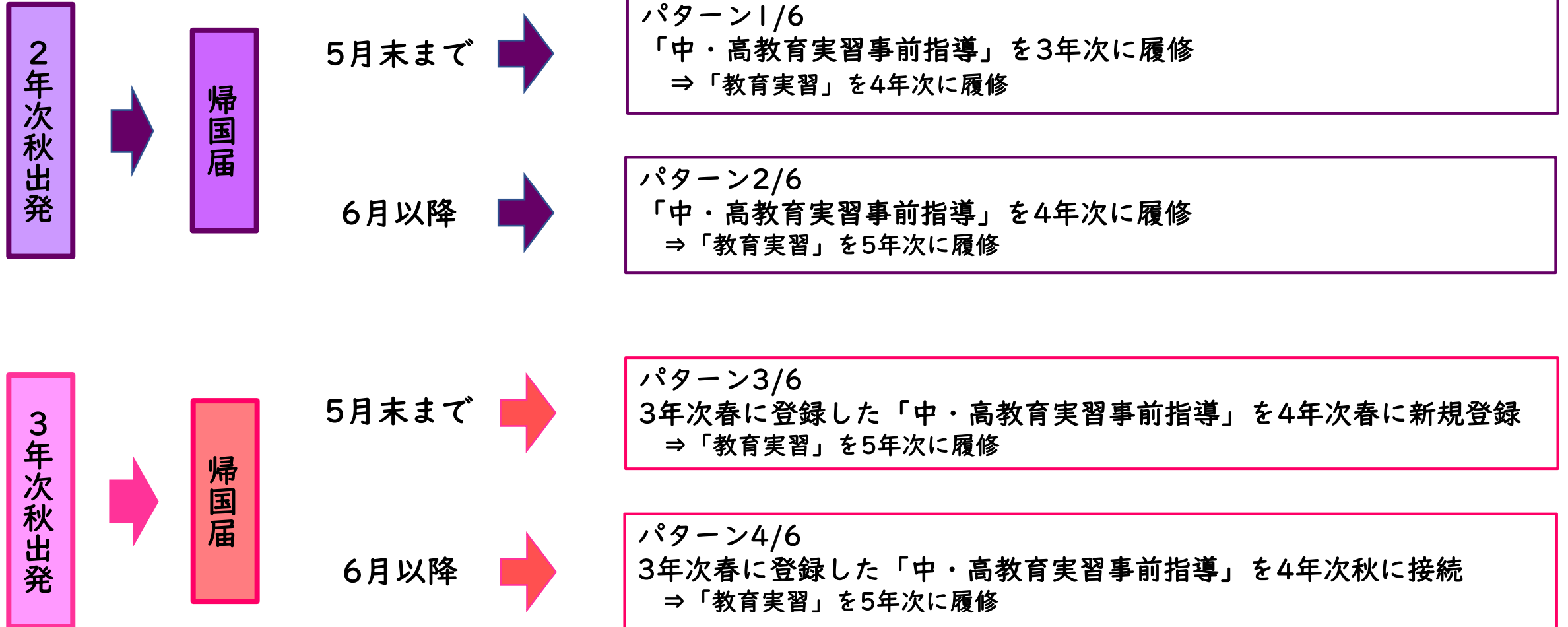
この「通年科目の接続」は、原則として翌年度の履修に限るものとし、翌々年度に亘ることはできない。

(5) 半期の留学ならびに私費留学の場合は「通年科目の接続」の対象外となるので注意すること。

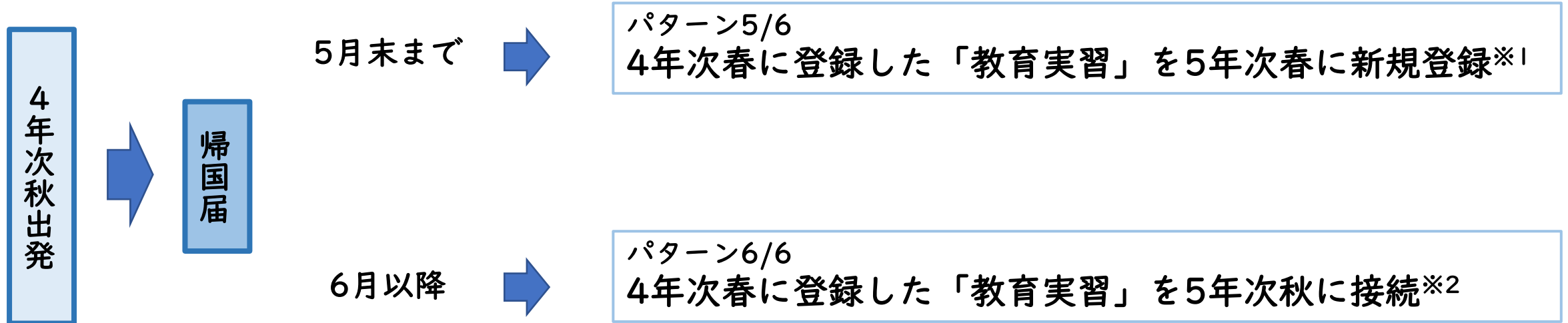
(6) 異文化コミュニケーション学部設置科目「海外留学研修C1・C2」「Study Abroad in Asia A・B」履修中は「海外留学研修C1・C2」「Study Abroad in Asia A・B」以外のすべての科目※1を履修することはできない。

(※1 異文化コミュニケーション学部設置の期間外科目は除く)

### 3. 留学パターン別履修モデル ガイドチャート (1/2)



### 3. 留学パターン別履修モデル ガイドチャート (2/2)



※1…出国前の4年次春に教育実習を実施した場合も、再度5年次に通年で履修登録が必要になる。

※2…出国前の4年次春に教育実習を実施した場合も、接続対象となる（大学側で接続を行う）。

⇒詳細については教務事務センターに確認すること。

## 4. 基本的な履修モデル (配当年次初年度に履修し単位を修得することを想定)

	1年目		2年目		3年目		4年目	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
科目履修*1	教育原論	教育制度論・ 教職課程論	教職概論	教育方法論	教科教育法1*2	教科教育法演習1*2		教職実践演習
	教育心理学	生徒・進路指導 の理論と方法	学校教育相談の理論と方法	特別支援教育の理論と方法	教科教育法2*2	教科教育法演習2*2		
	道徳教育の理論と方法*3		ICT活用の理論と方法 (春or秋) *4					
			特別活動及び総合的な学習の時間の理論と方法					
教育実習関係			(6月末-7月) G [異・留]	(11月) G	(4月) G [補充] <b>中・高教育実習事前指導</b>			
				(春休み) 内諾交渉	内諾手続		(4月) 実習関係書類作成/実習校打合せ (4月) 免許状一括申請/直前指導 <b>教育実習</b>	
介護等体験				(11月) 登録G (1月以降) 本登録G	(～4月) 申込/費用 (6月～) 事前/直前G <b>介護等体験</b>			

\*1 斜体は教育実習の先修科目ではないので、卒業時までには単位が修得できていればよい。

\*2 「教科教育法1・2」及び「教科教育法演習1・2」について、異文化コミュニケーション学部学生は自学部設置の「教科の指導法」科目を自学部の履修規定にしたがって履修。

\*3 中学校免許状取得時のみに必要要件となる科目

\*4 「ICT活用の理論と方法」は2022年度以降入学者のみ適用。

## 5. 留学パターン別履修モデル (1/6)

(1) 2年次の秋学期に出国し、3年次の春学期5月末までに「帰国届」を提出する場合

➡帰国年度（3年次）春学期の履修登録が可能。出国年度春学期履修の通年科目は、帰国年度に改めて履修登録が必要。  
出国前に行った手続き等は、帰国年度の履修に引き継ぐことが可能。

	1年目		2年目		3年目		4年目	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
科目履修*1	教育原論	教育制度論・ 教職課程論	教職概論		教科教育法Ⅰ*2	教科教育法演習Ⅰ*2		教職実践演習
	教育心理学	生徒・進路指導の 理論と方法						
教育実習関係			(6月末-7月) G [異・留]		(4月) G [補充]  <b>中・高教育実習事前指導</b>			
				(春休み) 内諾交渉	内諾手続		(4月) 実習関係書類作成/実習校打合せ (4月) 免許状一括申請/直前指導	<b>教育実習</b>
介護等体験				(11月) 登録G (1月以降) 本登録G	(4月) 申込/費用 (6月) 事前/直前G  介護等体験			

\*1 教育実習の先修科目ではない科目については省略。卒業時まで単位を修得しておくこと。

\*2 「教科教育法Ⅰ・2」及び「教科教育法演習Ⅰ・2」について、異文化コミュニケーション学部学生は自学部設置の「教科の指導法」科目を自学部の履修規定にしたがって履修。

## 5. 留学パターン別履修モデル (2/6)

(2) ・2年次の秋学期に出国し、3年次の春学期6月以降に「帰国届」を提出する場合

・異文化コミュニケーション学部設置科目「海外留学研修C1・C2」または「Study Abroad in Asia A・B<sup>\*3</sup>」を履修する場合

➡帰国年度（3年次）春学期の履修登録は不可。

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
科目履修*1	教育原論	教育制度論・ 教職課程論	教職概論				教科教育法I*2	教科教育法演習I*2		
	教育心理学	生徒・進路指導 の理論と方法								教職実践演習
教育実習関係			(6月末-7月) G [異・留]			(11月) G	(4月) G [補充]	<b>中・高教育実習事前指導</b>		
						(春休み) 内諾交渉	内諾手続		(4月) 実習関係書類作成/実習校打合せ (4月) 免許状一括申請/直前指導	<b>教育実習</b>
介護等体験						(11月) 登録G (1月以降) 本登録G	(4月) 申込/費用 (6月～) 事前/直前G	介護等体験		

\*1 教育実習の先修科目ではない科目については省略。卒業時までには単位を修得しておくこと。

\*2 「教科教育法I・2」及び「教科教育法演習I・2」について、異文化コミュニケーション学部学生は自学部設置の「教科の指導法」科目を自学部の履修規定にしたがって履修。

\*3 最も基本的なパターンを記載しています。

## 5. 留学パターン別履修モデル (3/6)

(3) 3年次の秋学期に出国し、4年次の春学期5月末までに「帰国届」を提出する場合

➡帰国年度（4年次）春学期の履修登録が可能。出国年度春学期履修の通年科目は、帰国年度に改めて履修登録が必要。  
出国前に行った手続き等は、帰国年度の履修に引き継ぐことが可能。

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
科目履修*1	教育原論	教育制度論・ 教職課程論	教職概論		(教科教育法1)		教科教育法1*2	教科教育法演習1*2		
	教育心理学	生徒・進路指導 の理論と方法								教職実践演習
教育実習関係			(6月末-7月) G [異・留]	(11月) G	(4月) G [補充] <b>中一高教育実習事前指導</b>		<b>中・高教育実習事前指導</b>			
				(春休み) 内諾交渉	内諾手続				(4月)実習関係書類作成/実習校打合せ (4月)免許状一括申請/直前指導	<b>教育実習</b>
介護等体験						(11月)登録G (1月以降)本登録G	(~4月)申込/費用 (6月~)事前/直前G			<b>介護等体験</b>

\*1 教育実習の先修科目ではない科目については省略。卒業時までに単位を修得しておくこと。

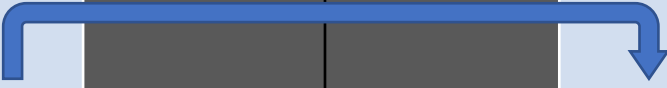
\*2 「教科教育法1・2」及び「教科教育法演習1・2」について、異文化コミュニケーション学部学生は自学部設置の「教科の指導法」科目を自学部の履修規定にしたがって履修。

## 5. 留学パターン別履修モデル (4/6)

(4)・3年次の秋学期に出国し、4年次の春学期6月以降に「帰国届」を提出する場合

・異文化コミュニケーション学部設置科目「海外留学研修C1/C2」または「Study Abroad in Asia A/B」を履修

➡帰国年度(4年次)春学期の履修登録は不可。出国年度春学期履修の通年科目は、帰国年度秋学期の履修に接続可。

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
科目履修*1	教育原論	教育制度論・ 教職課程論	教職概論		教科教育法1*2			教科教育法演習1*2		
	教育心理学	生徒・進路指導 の理論と方法								教職実践演習
教育実習関係			(6月末-7月) G [異・留]	(11月) G	(4月) G [補充]	 <b>中・高教育実習事前指導</b>				
				(春休み) 内諾交渉	内諾手続				(4月) 実習関係書類作成/実習校打合せ (4月) 免許状一括申請/直前指導	<b>教育実習</b>
介護等体験								(11月)登録G (1月以降)本登録G	(~4月)申込/費用 (6月~)事前/直前G	介護等体験

\*1 教育実習の先修科目ではない科目については省略。卒業時まで単位を修得しておくこと。

\*2 「教科教育法1・2」及び「教科教育法演習1・2」について、異文化コミュニケーション学部学生は自学部設置の「教科の指導法」科目を自学部の履修規定にしたがって履修。

## 5. 留学パターン別履修モデル (5/6)

(5) 4年次の秋学期に出国し、5年目の春学期5月末までに「帰国届」を提出する場合

- ➡帰国年度（5年目）春学期の履修登録が可能。出国年度春学期履修の通年科目は、帰国年度に改めて履修登録が必要。  
 出国前に行った手続き等は、帰国年度の履修に引き継ぐことが可能。

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
科目履修*1	教育原論	教育制度論・ 教職課程論	教職概論		教科教育法1*2	教科教育法演習1*2				
	教育心理学	生徒・進路指導 の理論と方法								教職実践演習
教育実習関係			(6月末-7月) G [異・留]	(11月) G	(4月) G [補充]	<b>中・高教育実習事前指導</b>				
				(春休み) 内諾交渉	内諾手続	<b>教育実習</b>		(4月) 実習関係書類作成/実習校打合せ (4月) 免許状一括申請/直前指導	(4月) 実習関係書類作成/実習校打合せ (4月) 免許状一括申請/直前指導	
介護等体験				(11月) 登録G (1月以降) 本登録G	(~4月) 申込/費用 (6月~) 事前/直前G	<b>介護等体験</b>				

\*1 教育実習の先修科目ではない科目については省略。卒業時までには単位を修得しておくこと。

\*2 「教科教育法1・2」及び「教科教育法演習1・2」について、異文化コミュニケーション学部学生は自学部設置の「教科の指導法」科目を自学部の履修規定にしたがって履修。

## 5. 留学パターン別履修モデル (6/6)

(6) 4年次の秋学期に出国し、5年目の春学期6月以降に「帰国届」を提出する場合

➡帰国年度（5年目）春学期の履修登録は不可。出国年度春学期履修の通年科目は、帰国年度秋学期の履修に接続可。

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
科目履修 <sup>*</sup> <sub>1</sub>	教育原論	教育制度論・ 教職課程論	教職概論		教科教育法Ⅰ*2	教科教育法演習Ⅰ*2				
	教育心理学	生徒・進路指導 の理論と方法								教職実践演習
教育実習関係			(6月末-7月) G [異・留]	(11月) G	(4月) G [補充]	<b>中・高教育実習事前指導</b>				
				(春休み) 内諾交渉	内諾手続		(4月) 実習関係書類作成 /実習校打合せ (4月) 免許状一括申請 /直前指導	<b>教育実習</b>		<b>教育実習</b>
介護等体験				(11月) 登録G (1月以降) 本登録G	(~4月) 申込/費用 (6月~) 事前/直前G					
					介護等体験					

\*1 教育実習の先修科目ではない科目については省略。卒業時までには単位を修得しておくこと。

\*2 「教科教育法Ⅰ・2」及び「教科教育法演習Ⅰ・2」について、異文化コミュニケーション学部学生は自学部設置の「教科の指導法」科目を自学部の履修規定にしたがって履修。

## 6. 必要な手続きなど

### (1) 留学しようと思ったら…

留学するにあたり知っておくべき情報を関係部署等を通じて収集し、留学と教職課程とを両立させるための方法と、その際に必要な手続き等を把握してください。

**国際センター：留学全般に関する事項**

**教務事務センター：学籍や科目の履修に関する事項**

**学校・社会教育講座事務室（実習担当・介護等体験担当）：実習やガイダンスに関する事項**

### (2) 留学することが決まったら…

教務事務センターと学校・社会教育講座事務室に報告し、出国前に必要な手続きについて確認してください。

### (3) 出国前に…

国際センターに「留学願」を提出し、教務事務センターで「通年科目の接続」やその他帰国後の履修について確認してください。実習に関する手続きについては、学校・社会教育講座事務室で確認してください。

### (4) 帰国後直ちに…

国際センターに「帰国届」を提出し、教務事務センターで「通年科目の接続」や今後の履修について確認してください。学校・社会教育講座事務室にも帰国した旨を報告し、実習に関する手続きについて確認をしてください。